

保全事件における必要目録及び予納郵便切手一覧表

	当事者目録	請求債権目録	物件目録	登記嘱託用物件目録	登記権利者義務者目録	仮差押債権目録	担保目録(注4)	還付請求権者目録(注5)	収入印紙登録免許税	予納郵便切手 ((注)1と併せてご覧ください)	
債権仮差押え	1通	1通				1通	1通			第三債務者分 (1,510円+564円)×第三債務者数 債務者分 1,204円×債務者数 債権者分 決定正本郵送希望の場合 94円1組 陳述書郵送希望の場合 84円×第三債務者数	
不動産仮差押え	1通	1通	1通	1通	1通		1通		請求債権額の1000分の4	物件が3筆以下	物件が4筆以上
不動産処分禁止仮処分	1通		1通	1通	1通		1通	1通	所有権の場合 不動産評価額の1000分の4(注3)	債務者分 1,204円×債務者数 登記嘱託用 (834円+620円)×法務局数	債務者分 1,250円×債務者数 登記嘱託用 (880円+690円)×法務局数
										(債権者決定正本郵送希望の場合) 94円1組 滞納処分庁への通知用 84円×(滞納処分庁の数)(注6)	
占有移転禁止仮処分	1通		1通				1通	1通		債務者分 1,204円×債務者数 債権者分(債権者決定正本郵送希望の場合) 1,204円1組	
動産仮差押え	1通	1通					1通			債務者分 1,204円×債務者数 債権者分(債権者決定正本郵送希望の場合) 1,204円1組	
不動産仮差押の取下げ 不動産仮処分の取下げ				1通	1通				物件1筆につき 1,000円(注2)	登記嘱託用 (574円+564円)×法務局数 取下通知用 84円×(債務者の数) 滞納処分庁への通知用 84円×(滞納処分庁の数)(注7)	
	取下書副本 債務者の数										
債権仮差押えの取下げ	取下書副本 債務者の数+第三債務者の数									取下通知用 84円×(債務者の数+第三債務者の数) 滞納処分庁への通知用 84円×(滞納処分庁の数)(注7)	

(注) 1. 切手の額は、基本的な組み合わせです。請求債権目録などの枚数が多い場合は、追納していただくことがあります。なお、取下書の枚数が4枚以上の場合は、取下通知用の額は、94円となります。

内訳: 94円(84円+10円)、1204円(500円2枚+100円+84円+10円2枚)、880円(500円+260円+50円+20円3枚+5円+1円5枚)、

1250円(500円2枚+100円+84円+20円2枚+10円+5円3枚+1円)、690円(500円+50円2枚+20円4枚+10円)

2. 不動産が敷地権の表示のある区分建物の場合、敷地権も物件1個と数えます。敷地権が多数ある時はそれぞれ物件1個となりますので注意してください。
3. 所有権以外の権利の処分禁止の場合の登録免許税については係にお問い合わせください。
4. 担保目録は、担保を有価証券により供託する場合及び支払保証委託契約締結の方法による場合に必要です。
5. 還付請求権者目録は、詐害行為取消権を被保全権利とする仮処分申立ての際に必要となります。
6. 不動産仮差押申立ての際、保全対象物件に滞納処分庁による差押えがなされている場合に必要になります。
7. 不動産仮差押え又は債権仮差押えの取下げの際、保全対象物件又は保全対象債権に滞納処分庁による差押えがなされている場合に必要になります(滞納処分による差押えと仮差押えの先後は問いません。)